

2026年1月8日

知財紛争解決のための調停の活用のススメ

三好内外国特許事務所
弁理士 高橋俊一



前回のコラムにおいて、企業、特に中小企業やスタートアップ(以下、「中小企業等」と呼ぶ)に向けて『「知財経営」への気づき』の必要性について述べた。ただ、「知財経営」を実践していく上においては、知的財産に関する何らかの紛争の発生が当然に予想されるが、その紛争を如何に自分に有利な形で収束させるかが肝心である。闇雲に訴訟に打って出れば良いというものではないことは、言うまでもない。

知的財産に関する紛争(以下、「知財紛争」と呼ぶ)を秘密裏に訴訟に依らずして解決を図る手段として調停がある。調停とは、紛争当事者との間に利害関係を有しない公平・中立な第三者である調停人が、紛争を抱えた当事者の間に入り、和解の成立に向けて協力する制度である。東京地方裁判所および大阪地方裁判所では知財調停と呼ばれる調停手続きがあり、また、民間では日本弁理士会と日本弁護士連合会とで運営している日本知的財産仲裁センター(以下、「仲裁センター」と呼ぶ)が運用しているものがある。以前は、知財調停では和解が成立したときには法的拘束力を有する調停証書が作成されるのに対して、仲裁センターによる調停では法的拘束力を有しない調停契約書が作成されるという和解効力において相違があった。しかし、2024年4月1日からは、仲裁センターによる和解において特定和解に基づく強制執行を許す決定の制度が施行され、仲裁センターの調停手続でまとまった和解に「民事執行をすることができる旨の合意」を含めれば、法的拘束力が付与されるようになっている。

中小企業等には、大企業のように専門の知財部が存在しないところが多く、侵害か否かの客観的判断、紛争解決に向けた先方との交渉、そして当該交渉結果についての契約の取り纏めなどに十分対応できない恐れがある。そのようなことを考えると、中小企業等にとって知財紛争を迅速且つ適切に解決するためには、調停の活用が重要な手段の一つとなるはずである。ただ、実態として、知財調停については運用開始(令和元年10月)から令和3年12月迄で26件、仲裁センターについては認証ADR機関になって以降(2012年11月)一桁台が続いている、両者共に、活発に活用されているという状況にはないようである。事実、知

的財産推進計画2024及び2025においては、知財紛争解決に向けたインフラ整備という項目の中で、調停について今後の更なる利用拡大が期待される、とある。

調停が活発に活用されていないことについては様々な理由が言われている。その一つとして、調停が非公開で行われることから当事者間でどのような主張がなされ、結果として解決に至ったのか或いは取り下げになったのか、解決内容がどのような内容になったのか、を第三者は知ることができない。そのような情報不足の状態において、知財紛争を抱える中小企業等にとっては調停の利用が有用なのか否かが判断できない、また相談を受けた弁理士等にとっては積極的に調停を勧めることに躊躇するからではないかとの見方がある。

調停の大きなメリットとして、納得できる解決が望めないようであれば、いつでも調停から手を引く自由がある。このため、まずは調停を利用し、どの程度の利用価値があるのかを勉強しつつ、紛争解決を目指すのもよいのではなかろうか。

以上